

業務実績評価項目の見直しについて

【見直しの視点】

第2期中期計画のスタートに合わせ、業務実績評価の見える化と体系化を図るため、年度評価および計画期間評価、法人評価委員会評価における評価項目の統一を図る。これにより評価の視点に一貫性（連続性）が生まれるほか、評価結果を踏まえた業務改善や教育研究活動のさらなる充実に向けた内部質保証機能の向上につながる。

<現状>

- ・年度評価、計画期間評価、法人評価委員会評価でそれぞれ評価項目が異なる。
- ・年度評価の項目数が多く、結果を体系的に整理できていない。
- ・評価基準が自己評価と法人評価で異なる（「Ⅰ～Ⅳ」と「S～D」の違い）。

<見直し後>

- ・各評価項目に中期計画の「中項目」と「小項目」を加える。
- ・評価結果の経年比較を含め、体系的な進捗管理が可能となる。
- ・自己評価の基準を法人評価に揃える（「S～D」に統一する）。

第2期中期計画評価項目

※第2期中期計画の策定にあたり、計画の体系化を図っている。

大項目（8項目） | 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置

中項目（17項目） 1 教育に関する目標を達成するための措置

小項目（33項目） (1) 教育内容の充実

ア 学士課程における教育の充実

○ 【重】教育課程の充実

年度計画（120項目）

① カリキュラムポリシーと開講科目、卒業要件単位数（科目群卒業要件等）の整合性を検証し、カリキュラムの見直しを行う。

○ 成績評価

② 客観的かつ適切な評価を行うため、教員ごとの授業評価傾向等を分析・開示し、成績評価の標準化を図る。

(2) グローバル人材の育成

○ 【拡・重】グローバル教育の推進

⑦ 研修活動やワークショップへの参加など、海外での各種活動等の単位化について検討する。

⑧ 【新規】海外交流提携校等との相互交流の実施に向けたプログラムの創設を検討する。

← 評価対象外

← 【新規】評価対象（年度評価、計画期間評価）

← 【新規】評価対象（年度評価、計画期間評価）

← 【新規】評価対象（年度評価、計画期間評価）

← 【継続】評価対象（年度評価）

← 【継続】評価対象（年度評価）

← 【新規】評価対象（年度計画、計画期間評価）

← 【継続】評価対象（年度評価）

← 【継続】評価対象（年度評価）

秋田公立美術大学第2期中期計画項目別評価項目（案）

	評価項目	評価
	I 教育の質の向上に関する目標を達成するための措置	
1	1 教育に関する目標を達成するための措置	
2	(1-1) 教育内容の充実（学士課程）	
3	(1-2) 教育内容の充実（大学院課程）	
4	(2) グローバル人材の育成	
5	(3) 教育の質の向上	
6	(4) 学生確保の強化	
7	2 学生への支援に関する目標を達成するための措置	
8	(1) 学習支援の充実	
9	(2) 生活支援の充実	
10	(3) 進路支援の充実	
11	(4) 総合的な支援体制の整備	
	II 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置	
12	1 研究に関する目標を達成するための措置	
13	(1) 研究水準の向上	
14	(2) 研究支援体制の充実	
	III 社会連携の充実に関する目標を達成するための措置	
15	1 社会連携に関する目標を達成するための措置	
16	(1) 地域社会への貢献	
17	(2) 産学官連携の推進	
18	(3) 他大学等との連携	
	IV 国際交流の展開に関する目標を達成するための措置	
19	1 国際交流に関する目標	
20	(1) 海外との交流機会の拡充	
	V 業務運営の改善および効率化に関する目標を達成するための措置	
21	1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置	
22	(1) 機動的・効率的な業務運営	
23	(2) 教職員の協働	
24	(3) 監査制度の充実	
25	2 人事の適正化に関する目標を達成するための措置	
26	(1) 人事制度の運用と人材育成	
27	3 事務等の効率化に関する目標を達成するための措置	
28	(1) 事務処理の効率化	

	評価項目	評価
	VI 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置	
29	1 外部研究資金その他自己収入の確保に関する目標を達成するための措置	
30	(1) 外部資金等自己収入の確保	
31	2 経費の効率化に関する目標を達成するための措置	
32	(1) 安定的な財政運営	
33	3 資産の運用管理に関する目標を達成するための措置	
34	(1) 施設および知的財産の有効活用	
	VII 自己点検および評価ならびに情報公開等に関する目標を達成するための措置	
35	1 評価の充実に関する目標を達成するための措置	
36	(1) 評価の充実	
37	2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置	
38	(1) 情報公開等の充実	
	VIII その他業務運営に関する重要目標を達成するための措置	
39	1 施設設備の整備に関する目標を達成するための措置	
40	(1) 施設設備の整備	
41	2 大学支援組織等との連携に関する目標を達成するための措置	
42	(1) 同窓会・後援会との連携強化	
43	(2) 地元企業等との連携	
44	3 安全管理に関する目標を達成するための措置	
45	(1) 安全管理体制の確立	
46	(2) 危機管理体制の充実	
47	(3) 情報セキュリティの強化	
48	4 人権擁護・法令遵守に関する目標を達成するための措置	
49	(1) 人権の尊重	
50	(2) 法令遵守	

【評価基準】

- S：特に優れた実績を上げている。
- A：年度計画を順調に実施している。
- B：年度計画を概ね順調に実施している。
- C：年度計画を十分には達成できていない。
- D：業務の大幅な改善が必要である。